



新型コロナウイルス感染に関する

各都道府県の競技会再開に向けた感染拡大防止ガイドライン（更新版）

（主催者向け）

令和2年2月以降新型コロナウイルス感染が世界・全国に拡大し、パンデミックを起こしています。本協会では令和2年5月に競技会再開に向けた感染拡大防止ガイドラインを作成し、現在、各地で工夫した競技会が徐々にではありますが、開催されるようになりました。

本協会では、このコロナ禍でさらに感染防止対策を取りながら安全で安心される競技会運営のため、現状を踏まえ更新版を作成いたしました。

1. ガイドラインの位置づけ

- (1) 競技会の安全・安心を目的として開催を目指す。
- (2) 開催時における感染拡大予防のため、最大限の留意を行う。

2. 競技会開催にあたっての基本的な考え

令和3年1月8日に首都圏の1都3県で緊急事態宣言が発出され1月14日には7府県が追加されました。また、全国の中では自治体独自の宣言を発出しているところもあります。競技会開催は運動及び練習が十分出来ており、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とし、「かからない」「うつさない」「拡大させない」ことが前提となります。

競技会開催にあたっては次の取り組みを十分検討し、各都道府県協会でも地域の感染状況の把握および行政の発する方針を取り入れてください。

- (1) 基本的には政府及び都道府県行政が発する方針に従うことが大前提であり、開催実施判断に迷われた際は、管轄協会および開催施設と十分協議すること。
- (2) 競技会を開催するにあたり、感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべきことをあらかじめ整理し、通告あるいは掲示案内を行うこと。

3. 主催者が行う事前感染防止策

(1) 競技会計画

- ・上記2 (1) にあるように開催地、開催施設と十分検討すること。
- ・大会要項の実施内容の見直しを行うこと。
- ・中止判断等事前の基準作成を行うこと。
- ・競技会3ヶ月前より定期的に各関係機関と開催可否について検討すること。
(例：3ヶ月前、2ヶ月前、1ヶ月前、2週間前、1週間前等)
- ・3密（密接・密集・密閉）の回避、ソーシャルディスタンス、マスク等の着用を明記すること。
- ・感染防止のための事前検査・調査(PCR検査・2週間前の体温、健康調査等)を検討し、十分参加者に周知を行うこと
- ・開催実行委員会、医師、看護師と相談し体調不良者が出た場合の対応を検討し、開催地の病院または新型コロナウイルス感染症対応センター（保健所）の確認を行うこと。
- ・各係の役割、任務について明記をすること（特別ルールも可）
- ・報道、メディア等の対応については事前周知を行うこと。

(2) 大会規模の縮小及び簡素化

- ・競技会の役員、選手、観客等の参加数（特例としてのセコンド数、観客の有無、会場内の机、

- 椅子数の設置・一定距離等)を最小限として検討すること。
- ・参加者名簿を作成し、参加者の入、退場の確認を徹底すること。
 - ・開・閉会式、表彰式等の行事の省略可を検討すること。
 - ・審判、監督会議開催時は最小限時間の設定を計画する(オンライン会議等も検討)こと。
 - ・競技会のみ開催できる内容とし、人が集まるコーナー、ブース設置等は極力計画しないこと。
 - ・参加者は大会(競技)会場にいる時間を最小限の時間とする。(状況によって入場時間、退場時間の設定を行う)
 - ・ペーパーレス化に伴いインターネット公表(スタートリスト、競技成績等)を検討する。
 - ・役員、補助員、選手控室等人が集まる場所は、空間を広くとること(ソーシャルディスタンス)。
 - ・競技の進行はスムーズに行うとともに、各階級またはグループの間は余裕をもって計画し、参加者の入れ替えも検討すること。
 - ・会場内の装飾は開催目的に応じて行うこと。
 - ・弁当・食事の際の注意喚起を周知すること。
 - ・ゴミの回収、廃棄について、参加者のゴミ袋の準備を検討し持ち帰り、または完全に密封して処分を検討する。

(3) 清掃、消毒、除菌の徹底と換気

- ・参加者の入場より退場までの間、消毒及び除菌作業を行うこと。
- ・手で触る、机、いす、ドアノブ等の消毒作業を行うこと。
- ・場合によっては、参加者に作業の協力を求める。
- ・消毒液、除菌液、除菌シート、ペーパータオル、拭タオル、手袋等を十分用意すること。
- ・会場内及び使用部屋(アップ場含む)の換気を定期的に行うこと。

(4) 必要に応じて感染防止策チェックリストの作成を行うこと。

※上記(1)から(4)項目の細部にわたっての感染防止対策マニュアルを作成すること。

4. 競技会が開催された場合

- (1) 事前の感染防止策が周知できているか会場内を定期的に確認、遵守できていない場合は注意喚起を行う。
- (2) 競技会終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発生した場合は、主催者に対して発生源またはその関係者に報告をさせ速やかに濃厚接触者の有無等を確認させる。

5. 主催者が周知する事項

- ・主催者は感染のない競技会運営実施のため参加者に十分な周知を行うこと。また不足項目があれば追加し、実施すること。

以上